

担当課名	クリーンセンター
案件名	No. 3, No. 4 ダストコンベヤ修繕
案件の概要	No. 3, No. 4 ダストコンベヤの修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 6年 7月 23日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	6,270,000 円（うち消費税 570,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 7年 3月 31日
随意契約とした理由	<p>本業務は、No. 3, No. 4 ダストコンベヤの修繕を実施するものである。</p> <p>ダストコンベヤは、バグフィルターから発生したばいじん(飛灰)を飛灰貯留塔に搬送する役割を担っている。経年劣化により搬送チェーンが摩耗しており、搬送コンベヤ内部でばいじんの詰まりが発生し搬送チェーンが破断する。搬送ダストコンベヤが停止するとごみの焼却運転も停止せざるを得ないことから修繕にて機能の修復を図るものである。</p> <p>ダストコンベヤを含む焼却施設は特殊な設備により構成されており、修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却炉を稼働しながら修繕を進めていく必要があり、安全性についても配慮が求められる。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>